

個人情報の共同利用について

当健康保険組合(以下「組合」という。)は、その保有する個人情報(個人データ)について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的及び⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報(データ)の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報(個人データ)を他に提供できるとされています。

1. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目

(1) レセプト記載データ(健康保険組合連合会との共同利用)

(2) 以下のデータ(事業主との共同利用)

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス

事業所名、社員コード、所属情報

標準報酬月額、標準賞与額、報酬・賞与実績、被扶養者有無

健康診査等/問診に関するデータ(※)

保健指導に関するデータ

その他上記に付随するデータ

2. 共同利用する者の範囲

サンリオ健康保険組合

サンリオ健康保険組合の加入事業所

健康保険組合連合会

3. 利用する者の利用目的

(1) 健康保険組合連合会と健康保険法附則第2条に基づく事業を行うため

(2) 事業主と健康保険組合に関連する業務(健康増進、疾病予防に関する対策の企画・立案のための分析、健康保険に係わる業務遂行)を行うため

4. 個人情報の管理について責任を有する者

東京都品川区大崎1-6-1

サンリオ 健康保険組合

常務理事 長谷川 こしき

5. レセプト記載データを利用する健康保険組合連合会の管理責任者及び住所並びに代表者氏名

東京都港区南青山 1-24-4

健康保険組合連合会 会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部 部長

6. 利用停止の手続き

共同利用の停止を希望される場合には、下記にご連絡ください。

サンリオ健康保険組合 中田

電話 03-3779-8078

受付時間 9:30~17:00(土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く)

(※)別紙にて詳細公表

サンリオ健康保険組合並びに事業主が共同で実施する 健康診査事業の公表について

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である㈱サンリオをはじめ、事業主とともに、健康診査事業を共同実施しています。

2. 共同利用する健診結果項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）、問診表
- 身体計測
 - ・身長、体重、肥満度、BMI、腹囲
- 視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）
- 胸部X線
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査（安静時あるいは負荷）
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血、尿ウロビリノーゲン
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 肝機能検査
 - ・GOT、GPT、 γ -GTP
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・血清総コレステロール、血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、non-HDLコレステロール、尿酸、eGFR
- 血糖検査（糖代謝）
空腹時血糖、随時血糖、HbA1c
- 血液検査（貧血検査）
 - ・白血球、赤血球、血色素量、ヘマトクリット
- 上記検査等通知のほか、医師が必要を認め追加した検査項目の結果通知、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

3. 健診結果を共同利用する者の範囲について

事業主、健康保険組合、産業医、保健師、委託先事業者

（事業主）

㈱サンリオ、㈱ココロ、㈱サンリオエンターテイメント（サンリオピューロランド及びハーモニーランド）、㈱サンリオファースト、㈱サンリオエンタープライズ、サンリオ自動車リース㈱

4. 健診結果を共同利用する者の利用目的について

- ・事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。
また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、サンリオ健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的な健診データの利用は、事業主の産業医による健康相談、特定保健指導等を実施します。

- ・サンリオ健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的な健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医と連携し、健康保険組合所属の保健師による健康相談、保健指導等を実施します。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に抽出し、特定保健指導を行います。

5. 健診結果の管理について責任を有する者

事業主総務部長

サンリオ健康保険組合常務理事